

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

深谷嵐山線	路線名
深谷市田中宇新堀五八六番一地从先から 同市田中宇新堀五八六番一地从先まで	供用開始の区間
令和五年二月十七日	供用開始の期日
平成二十九年九月二十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長二一・四五メートル	備考